告 示

(火曜日・金曜日)

目 次 ○平成30年度自衛官候補生の募集期間等(危機管理・ 防災課) 1

◎告示 (災害対策基本法による地方公共 機関の指定)の一部改正 ◎告示(武力攻撃事態等における国民の 保護のための措置に関する法律による

地方公共機関の指定)の一部改正 ◎告示(新型インフルエンザ等対策特別 措置法による指定地方公共機関の指 定)の一部改正

◎高知県農業共済組合検査規程の一部改 TE. (協同組合指

導課)

○告示 (農作物共済の当然加入の基準の 定め及び告示の廃止) の廃止

○保安林の指定施業要件の変更予定に係

る通知の掲示(13件) (治山林道課) ( ") ○保安林の皆伐面積の限度 ○道路の区域変更 (道路課)

○道路の供用開始 公 告

○土地改良区の役員の就退任(2件) (農業基盤課)

示

## 高知県告示第464号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条 第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及 び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示す

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 男子及び女子(平成30年8月及び9月採用予定)
- (1) 募集期間

随時(最終期限は、平成30年6月8日(金))

(2) 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成30年6月9日 (土)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

2 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部

電話番号088-822-6128

ホームページアドレス http://www.mod.go.jp/pco/kochi/

#### 高知県告示第465号

昭和37年10月高知県告示第448号(災害対策基本法による地方 公共機関の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

「高知市桟橋通五丁目1番51号」を「高知市鴨部一丁目20番24 号」に、「四国瓦斯株式会社高知支店」を「四国ガス株式会社高 知支店」に、「十佐電気鉄道株式会社」を「とさでん交通株式会 社」に改める。

### 高知県告示第466号

1

7

平成17年6月高知県告示第454号(武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関する法律による地方公共機関の指定) の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

「高知市桟橋通五丁目1番51号」を「高知市鴨部一丁目20番24 号」に、「四国瓦斯株式会社高知支店」を「四国ガス株式会社高 知支店」に、「土佐電気鉄道株式会社」を「とさでん交通株式会 社」に改める。

#### 高知県告示第467号

平成25年9月高知県告示第545号 (新型インフルエンザ等対策 特別措置法による指定地方公共機関の指定) の一部を次のように 改正する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

「高知市大津乙1842番地1」を「南国市伊達野501番地」に、 「四国瓦斯株式会社」を「四国ガス株式会社」に、「十佐電気鉄 道株式会社」を「とさでん交通株式会社」に改める。

#### 高知県告示第468号

高知県農業共済組合検査規程(平成21年7月高知県告示第493 号)の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

第1条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第142条 の2から第142条の4まで」を「第209条第1項から第3項まで」 に改める。

第2条第1項中「農業災害補償制度」を「法第2条第1項に規 定する農業共済事業(第17条第3項において「農業共済事業」と いう。) | に改める。

第3条第1項中「第142条の3」を「第209条第2項」に改め

第11条の見出し中「提示」を「携行」に改め、同条第1項中 「農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第46条」 を「法第209条第4項」に、「同項」を「次項」に改め、同条第 2項中「及び身分証明書を提示して検査を行う旨を告げなけれ ば」を「を提示するとともに、身分証明書を携行しなければ」に 改める。

第17条第3項中「共済事業」を「農業共済事業」に、「第142 条の5第1項|を「第210条第1項」に改め、同条第6項中「第 142条の4 | を「第209条第3項 | に改める。

第20条中「組合において、法令、法令に基づいてする行政処 分、定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない 事由があり、知事が検査の実施に」を「知事は、組合の検査を実 施するに」に改め、「、知事は、相互連携の取組を更に徹底する 観点から」を削る。

別記第1号様式中「農業災害補償法第142条の〇」を「農業保 険法第209条第○項」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

#### 第2号様式(第11条関係)

------ 9センチメートルー

写真貼り付け箇所

身分証明証

所属

職名

氏名

年 月 日生

有効期間年 月 日から年 月 日まで

上記の者は、農業保険法第209条第1項から第3項までの規定に基づく検査員であることを証明します。

年 月 日

高知県知事

印

第

묽

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

#### (裏面)

#### 注意事項

- 1 この証票は、農業共済組合の検査に際し、必ず携帯しなければならない。
- 2 検査を受ける農業共済組合から請求があったときは、この証票を提示しなければならない。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに知事に届け出なければならない。
- 4 この証票は、その資格を失い、又は返還を命ぜられたときは、直ちに知事に返還しなければならない。

#### 農業保険法 (抜粋)

第209条 行政庁は、農業共済団体等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等若しく は共済事業の実施に関する条例を守つているかどうかを知るために必要があるときは、農業共済 団体等又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

- 2 行政庁は、農業共済団体等の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。
- 3 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体又は受託者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款等に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体又は受託者の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体又は受託者の業務又は会計の状況を検査しなければならない。
- 4 前3項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

#### 附則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

#### 高知県告示第469号

平成13年3月高知県告示第116号(農作物共済の当然加入の基準の定め及び告示の廃止)は、廃止する。ただし、平成30年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

#### 高知県告示第470号

平成30年1月高知県告示第41号で告示した指定施業要件の変更 予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林 法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定 施業要件を変更する予定の通知の内容を大川村役場に掲示すると ともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川26番邸

イ 氏名

近藤 初藏

(2)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川200番地

イ 氏名

近藤 正治

(3)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川149番地

イ 氏名

森 袈裟

(4)ア 登記簿記載の住所

土佐郡大川村大北川26番屋敷

イ 氏名

近藤 初藏

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年6月農林水産省告示第919号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第471号

平成30年2月高知県告示第120号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 23

账

林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町柳瀬上分432番地

イ 氏名

柳瀬 雅楽

(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬124番屋敷

イ 氏名

橋本 安喜

(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡三瀬村柳瀬124番邸

イ 氏名

橋本 安喜

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年6月農林水産省告示第1331号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第472号

平成30年2月高知県告示第124号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示す るとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 神戸市海岸通二丁目30番地

イ 氏名

神戸生糸株式会社

(2)ア 登記簿記載の住所中村市丸の内1707番地34

イ 氏名

宮崎 動

(3)ア 登記簿記載の住所 高知市通町54番屋敷 イ 氏名

森田 純

(4)ア 登記簿記載の住所 三重県四日市市城西町11番25号

イ 氏名

宮崎 俊

(5)ア 登記簿記載の住所 中村市安並939番地

イ 氏名

森 千里

(6)ア 登記簿記載の住所 中村市安並1763番地

イ 氏名

森 祐政

(7)ア 登記簿記載の住所 宿毛市西町三丁目1番10号

イ 氏名

小松 キヨコ

(8)ア 登記簿記載の住所 中村市中村1061番地1

イ 氏名

高橋 富美子

(9)ア 登記簿記載の住所 中村市右山五月町5番7号

イ 氏名

橋本 喜代香

(10)ア 登記簿記載の住所 横浜市中区三吉町1番地1 栄荘402号室

イ 氏名

溝渕 和幸

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和60年4月農林水産省告示第563号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第473号

平成30年3月高知県告示第139号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を安芸市役所に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 安芸市港町二丁目5番28号

イ氏名

有限会社佐野建材店

(2)ア 登記簿記載の住所 安芸市西浜1881番地

イ 氏名

安芸市農業協同組合

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年4月農林水産省告示第434号(五に限る。)

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第474号

平成30年3月高知県告示第141号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容をいの町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

土佐郡本川村越裏門227番地7

イ 氏名

山中 由尾

(2)ア 登記簿記載の住所 高知市天神町117番地2

イ 氏名

北川 浩一郎

(3)ア 登記簿記載の住所

十佐郡本川村越裏門89番地

イ 氏名

山中 賴秀

(4)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村長澤41番地2

イ 氏名

川村 茂清

(5)ア 登記簿記載の住所 十佐郡本川村長澤52番地 က

イ 氏名

川村 千世亀

(6)ア 登記簿記載の住所 高知市神田23番地1 船岡団地R2-4

イ 氏名

川村 敬紹

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年6月農林水産省告示第1365号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第475号

平成30年3月高知県告示第142号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を宿毛市役所に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町石原1684番地

イ 氏名

小三原地区自治会

(2)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町小筑紫502番地46

イ 氏名

上岡 義晴

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年8月農林水産省告示第1672号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第476号

平成30年3月高知県告示第143号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

宿毛市与市明14番7号

イ 氏名

松田 高男

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年8月農林水産省告示第1693号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第477号

平成30年3月高知県告示第144号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村越知面287番屋敷

イ 氏名

川上 高恵

(2)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村越知面西分2094番地

イ 氏名

沖田 清春

(3)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町後別当353番地2

イ 氏名

西村 寛一

(4)ア 登記簿記載の住所

高知市比島町二丁目16番55号

イ 氏名

川上 幸彦

(5)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原村梼原甲7番地

イ 氏名

西村 寛一

(6)ア 登記簿記載の住所

高岡郡檮原町梼原東甲707番地

イ 氏名

立道 関

(7)ア 登記簿記載の住所

兵庫県尼崎市水堂町一丁目1番27号

イ 氏名

二宮 清

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示 第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限 る。)で定めるところによる。

昭和59年8月農林水産省告示第1806号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第478号

平成30年3月高知県告示第146号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示す るとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

愛媛県南宇和郡御荘町平城3826番地

イ 氏名

岡村 文雅

(2)ア 登記簿記載の住所

幡多郡西土佐村藪ケ市162番地

イ 氏名

岡村 文雅

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年9月農林水産省告示第1955号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第479号

平成30年3月高知県告示第147号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森

林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所に掲示す るとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

神奈川県綾瀬市寺尾台二丁目8番6号 メゾンボナー ル102

イ 氏名

芝 昌伸

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年9月農林水産省告示第1965号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第480号

平成30年3月高知県告示第148号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を大川村役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村上小南川34番地
  - イ 氏名

石川 幸代

(2)ア 登記簿記載の住所 十佐郡大川村下小南川224番地

イ 氏名

朝倉昭一

(3)ア 登記簿記載の住所

大阪府河内長野市西代町6番30号

イ 氏名

岩崎 照徳

(4)ア 登記簿記載の住所

十佐郡大川村下小南川71番地

イ 氏名

岩崎 栄

(5)ア 登記簿記載の住所

香美郡土佐山田町110番地6

イ 氏名

筒井 昌二

(6)ア 登記簿記載の住所

十佐郡大川村下小南川101番地

イ 氏名

長瀬 博幸

(7)ア 登記簿記載の住所

十佐郡大川村下小南川134番地

イ 氏名

筒井 好吉

(8)ア 登記簿記載の住所 十佐郡大川村下小南川224番地

イ 氏名

朝倉 又四郎

(9)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村下小南川34番地

イ 氏名

筒井 吉治

(10)ア 登記簿記載の住所

十佐郡大川村下小南川5番地

イ 氏名

岩崎 貞男

(11)ア 登記簿記載の住所 南国市立田1288番地7

イ 氏名

石川 吉角

(12)ア 登記簿記載の住所 十佐郡大川村中切

イ 氏名

山中 九内

(13)ア 登記簿記載の住所 十佐郡大川村下小南川101番地

イ 氏名

長瀬 キシ

(14)ア 登記簿記載の住所

十佐郡大川村中切

イ 氏名

伊藤 福平

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年10月農林水産省告示第2055号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第481号

平成30年3月高知県告示第152号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を室戸市役所に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町3699番地1

イ 氏名

山本 新一

(2)ア 登記簿記載の住所 広島市安佐北区倉掛二丁目5番29号

イ 氏名

米沢 善脩

- 2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和60年2月農林水産省告示第322号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・ 期間及び樹種について

#### 高知県告示第482号

平成30年3月高知県告示第153号で告示した指定施業要件の変 更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不分明であるので、森 林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する予定の通知の内容を安田町役場に掲示する とともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

വ

- 1 所在不分明の森林所有者
- (1)ア 登記簿記載の住所

大阪府豊中市刀根山三丁目6番1-404号

イ 氏名

小松 需

(2)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山45番地1

イ 氏名

黒岩 続

(3)ア 登記簿記載の住所

 $\langle 4$ 

	安芸郡安田町安田1868番地 氏名 中島 和 登記簿記載の住所	同-	一の単位	皆伐面積の限度 を定める森林又 はその集団の所 在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
イ	安芸郡安田町正弘61番地 氏名 清岡 正幹	1	室戸地区	室戸市 東洋町	34. 41	502. 30
	登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘683番地 氏名	2	 奈半利 川	奈半利町 田野 町 安田町 北	671.67	201. 88
(6)ア	武本 有義 登記簿記載の住所		الملتمليا	川村 馬路村		
イ	安芸郡安田町正弘731番地 氏名	3	安芸川	安芸市 芸西村	277. 54	201. 84
(7)7	武本 鷹市	4	夜須川	香南市	4. 06	2. 48
イ	登記簿記載の住所 安芸郡安田町正弘748番地 氏名 小松 博亮 登記簿記載の住所	5	物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	774. 54	109. 45
イ(9)ア	安芸郡安田町唐浜1263番地 4 氏名 武本 幸二郎 登記簿記載の住所 埼玉県大宮市奈良町79番地73	6	吉野川 上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川 村	1, 233. 97	86. 52
	氏名 清岡 千純	7	鏡川	高知市の一部	163. 88	8. 96
(1) 技 安林。	株の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保 として指定された目的	8	本川地区	いの町の一部	551. 59	20. 56
(2) g 立 立 期間』 <b>高知県告</b>		9	仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町 の一部 仁淀川 町 佐川町 越 知町 日高村	579. 20	127. 37
定により、 の限度を	施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規 平成30年度第2次において許可する保安林の皆伐面積 次のとおり定める。 0年6月1日	10	新荘川	須崎市 中土佐 町の一部 津野 町の一部	119. 28	122. 50
	高知県知事 尾﨑 正直 当伐面積の限度 原かん養保安林及び土砂流出防備保安林 (単位 ヘクタール)	11	四万十	中土佐町の一部 檮原町 津野 町の一部 四万	1, 230. 38	185. 95

1				
12	伊与喜 川	黒潮町の一部	41.86	44. 64
13	四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万 十町の一部 三 原村の一部	1, 347. 85	364. 42
14	大方地 区	黒潮町の一部	59. 56	79. 32
15	松田川	宿毛市の一部	84. 64	146. 12
16	下ノ加 江川	土佐清水市のう ち下ノ加江 三 原村の一部	43. 16	23. 58
17	土佐清 水地区	土佐清水市(下 ノ 加 江 を 除 く。) 大月町	154. 16	147. 25
		計	7, 371. 75	2, 375. 14

# 2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

9

	同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	干害防備保安 林
1	安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6. 44
2	中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9. 14
4	中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1. 10

十町の一部

뮸

恒

5	須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10. 68
6	幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6. 78
計			34. 14

#### 3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	68. 98
2 中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3. 38
3 中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	42. 40
4 中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21. 96
5 須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.88
6 幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	0.00
	140. 60	

#### 高知県告示第484号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年6月1日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成30年6月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名前浜植野
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐 野字坂西3 ら		前	6. 2	128
香美市土佐 中井ノ北21 で		後	6. 4	128

#### 高知県告示第485号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、 道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成30年6月1日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名清王新田貝ノ川
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町春遠字川原 1047番3から 幡多郡大月町春遠字モリ 上へ1562番1地先まで	200	平成30年6月1日

# 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、高知市五台山東崎土地改良区から次のとおり退任及び就任し た役員の届出があった。

平成30年6月1日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏 名 住 所 (退任)

理事 野中 清文 高知市五台山2144番地 " 野中 良信 # 2488番地3 水口 益雄 2486番地口 横田 3053番地 健 ル IJ 構田 2201番地 横田 和秀 " 2203番地 横田 青昌 # 2208番地 IJ (就任) 理事 野中 清文 高知市五台山2144番地 竹内 正次 " 2492番地 水口 益雄 " 2486番地口 構田 3053番地 健 〃 横田 2201番地 IJ 横田 和秀 " 2203番地 横田 青昌 " 2208番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定によ り、高知市五台山東部土地改良区から次のとおり退任及び就任し た役員の届出があった。

平成30年6月1日 高知県知事 尾﨑 正直 住 氏 名 役名 所 (退任) 理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 IJ 野中 良信 〃 2488番地3 昌幸 ル 2209番地 IJ 構田 IJ 北村 洋一 " リ 2185番地

俊郎 ル 介良丙 446番地 IJ 鍋島 青史 〃 介良乙2688番地5 IJ 野中 清文 " 五台山2144番地 IJ 横田 彰= 3053番地 IJ 横田 和秀 " 2203番地 (就任)

理事 横田 正人 高知市五台山3036番地 横田 修明 " 2200番地 横田 昌幸 ル IJ

2209番地 IJ 北村 洋一 " リ 2185番地 俊郎 ル 介良丙 446番地 IJ 藤本 青史 " 介良乙2688番地5 IJ

清文 ル 五台山2144番地 IJ 野中 監事 彰= 横田 3053番地

横田 和秀 # 2203番地